



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

146	平成25年度計量器定期検査	(商工観光労働総務課).....	1
147	換地計画の決定	(農業農村整備課).....	4
148	林業種苗生産事業者の登録の失効	(森林整備課).....	4
149	基本測量の終了	(技術調査課).....	4
150	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
151	道路の供用開始	(").....	5
152	道路の区域変更	(").....	5
153	道路の供用開始	(").....	6
154	建築協定区域隣接地の加入	(建築住宅課).....	6
155	〃	(").....	6
156	宅地建物取引業法による聴聞	(公共建築課).....	6
157	〃	(").....	7

○ 収用委員会告示

2	土地収用法による裁決手続開始の決定	7
3	〃	9

○ 監査公表

	監査公表第3号	10
--	---------	-------	----

○ 諸報

	和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館の指定管理者の指定	(教育委員会).....	11
--	-----------------------------	--------------	----

告 示

和歌山県告示第146号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、平成25年度計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施の期日を次のとおり定めたので告示する。

平成25年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 集合場所検査

実施区域	実施場所	実施年月日
高野町	高野町役場富貴支所	平成25年4月26日
	高野町中央公民館	〃

かつらぎ町	紀北川上農業協同組合志賀グリーン店	平成25年5月8日
	かつらぎ町役場花園支所	〃
	大谷公民館	平成25年5月9日
	かつらぎ体育センター	〃
	紀北川上農業協同組合西総合選果場	平成25年5月10日
	笠田ふるさと交流館	〃
橋本市	学文路地区公民館	平成25年5月14日
	隅田地区公民館	〃
	紀見北地区公民館	平成25年5月15日
	高野口地区公民館	平成25年5月16日
	橋本市民会館	平成25年5月17日
由良町	紀州日高漁業協同組合衣奈支所	平成25年5月23日
	紀州日高漁業協同組合大引支所	〃
	由良町役場	平成25年5月24日
九度山町	九度山町役場	平成25年5月31日
日高町	比井小学校	平成25年6月5日
	グリーン日高農業協同組合選果・集荷場	〃
美浜町	美浜町公民館三尾分館	平成25年6月7日
	美浜町役場	〃
日高川町	紀州中央農業協同組合寒川事業所	平成25年6月12日
	日高川町役場美山支所	〃
	紀州中央農業協同組合早蘇営業所	平成25年6月13日
	日高川交流センター	〃
	山野小学校	平成25年6月14日
	紀州中央農業協同組合農産物加工施設	〃
	紀州中央農業協同組合川辺支所	〃
印南町	みなべいなみ農業協同組合稲原出張所	平成25年6月20日
	みなべいなみ農業協同組合真妻事業所	〃
	みなべいなみ農業協同組合切目川出張所	〃
	みなべいなみ農業協同組合切目集荷場	平成25年6月21日
	印南町公民館	〃
御坊市	紀州中央農業協同組合名田支所	平成25年7月3日
	塩屋公民館	〃
	紀州中央農業協同組合野口営業所	〃
	藤田会館	平成25年7月4日
	財部会館	〃

	御坊市役所	平成25年7月5日
みなべ町	清川公民館	平成25年7月24日
	高城公民館	〃
	南部公民館岩代分館	平成25年7月25日
	みなべ町中央公民館	〃
	みなべ町役場第1庁舎	平成25年7月26日
上富田町	紀南農業協同組合営農センター	平成25年9月5日
	〃	平成25年9月6日
すさみ町	周参見公民館佐本分館	平成25年9月12日
	江住公民館	〃
	すさみ町総合センター	平成25年9月13日
田辺市	白寿荘	平成25年9月18日
	湯ノ又集会所	〃
	龍神行政局	〃
	大塔総合文化会館	平成25年9月19日
	紀南農業協同組合三川店	〃
	紀南農業協同組合富里店	〃
	近野林業会館	平成25年9月20日
	中辺路行政局	〃
	上芳養農村環境改善センター	平成25年10月2日
	中芳養公民館	〃
	紀南農業協同組合稲成支所	〃
	秋津川公民館	平成25年10月3日
	上秋津農村環境改善センター	〃
	秋津地区多目的研修センター	〃
	東原多目的集会所	平成25年10月4日
	三栖コミュニティセンター	〃
	万呂コミュニティセンター	〃
	新庄公民館	平成25年10月9日
	青少年研修センター	〃
	〃	平成25年10月10日
〃	平成25年10月11日	
白浜町	旧白浜漁協椿支所	平成25年10月23日
	白浜町役場安居出張所	〃
	白浜町役場市鹿野出張所	〃
	日置川拠点公民館	平成25年10月24日

	白浜町役場富田事務所	〃
	白浜町中央公民館	平成25年10月25日

3 所在場所検査

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までに定めるものにあつては、平成25年4月26日から平成26年3月31日までの間に、その計量器の所在する場所において実施する。

和歌山県告示第147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営中山間総合整備事業日向地区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成25年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成25年2月12日から平成25年3月11日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、西牟婁振興局地域振興部農地課及び田辺市農業振興課

和歌山県告示第148号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定による林業種苗生産事業者の事業廃止に伴う登録の失効について、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
			種 穂		苗 木			
	氏名又は名称	住 所	採 種	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	名 称	所 在 地
7351	松下宗生	田辺市芳養町3781			○	○	松下宗生	田辺市芳養町3781
7391	澤田理市	田辺市稲成町1722-2			○	○	澤田理市	田辺市稲成町1722-2
7891	山崎倍生	田辺市芳養町3889-2			○	○	山崎倍生	田辺市芳養町3889-2

和歌山県告示第149号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（重点地域高精度三次元測量）
- 2 作業期間 平成24年7月30日から平成25年1月6日まで
- 3 作業地域 新宮市、那智勝浦町、太地町、串本町

和歌山県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字岩野河字大半田448番1地先から同町大字岩野河字的場垣内325番6地先まで	旧	16.77 } 34.12	340.00	
同上	新	13.88 } 34.12	340.00	

和歌山県告示第151号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字岩野河字谷口467番1地先から同町大字川口字坂尻1098番1地先まで

供用開始の期日 平成25年2月11日 午前11時30分

和歌山県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮 字中須ユリ口11番12地先から同 町大字川関字下モ川面ラ1269番 3地先まで	旧	7.06) 7.76	117.87	
同上	新	14.60) 19.37	117.87	

和歌山県告示第153号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮字中須ユリ口11番12地先から同町大字川関字下モ川面ラ1269番3地先まで

供用開始の期日 平成25年2月8日

和歌山県告示第154号

光陽台建築協定の建築協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者より建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定による建築協定に加わる旨の意思の表示が平成25年1月25日にあり、同条第3項の規定により当該土地が建築協定区域の一部となったので、同条第4項の規定により準用する同法第73条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第155号

小峰台建築協定の建築協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者より建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定による建築協定に加わる旨の意思の表示が平成25年1月25日にあり、同条第3項の規定により当該土地が建築協定区域の一部となったので、同条第4項の規定により準用する同法第73条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第156号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づく行政処分について、同法第69条

第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成25年2月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成25年2月18日(月)午前10時
- 2 場所 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁北別館1階 1-A会議室
- 3 被聴聞者(宅地建物取引業者)
 - (1) 商号 有限会社銀徳
 - (2) 代表者氏名 吉村公俊
 - (3) 事務所所在地 和歌山県岩出市根来92番地
 - (4) 免許証番号 和歌山県知事(2)第3486号
 - (5) 免許年月日 平成22年10月14日

和歌山県告示第157号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第1項の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成25年2月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成25年2月18日(月)午後1時30分
- 2 場所 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁北別館1階 1-A会議室
- 3 被聴聞者(宅地建物取引業者)
 - (1) 商号 株式会社坂井組
 - (2) 代表者氏名 坂井勝
 - (3) 事務所所在地 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬856番地
 - (4) 免許証番号 和歌山県知事(2)第3505号
 - (5) 免許年月日 平成23年5月23日

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第2号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成25年1月24日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年2月8日

和歌山県収用委員会会長 月山純典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事(和歌山県田辺市稲成町字北江原地内から同県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ヶ池地内まで、同郡白浜町十九瀬字血深谷地内から同町富田字市部田地内まで、同町矢田字馬瀬谷地内から同郡すさみ町和深川字北添地内まで及び同町江住字片倉谷地内から同町江住字丸嶋地内まで)並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人					
所在地番	地目		地積 (㎡)		取用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類			
	登記簿	現況	登記簿	実測										
和歌山県 西牟婁郡 上富田町 朝来字荒堀	3509番2	山林	山林	2653	2653.61	1191.79	149.10	株式会社日宅ホーム (持分4999/10008)	徳島県徳島市 沖浜東一丁目 16番地3	—	—	—		
						うち	1099.15						うち	123.79
							92.64							25.31
							有限会社ヴェイラージュ (持分4999/10008)	徳島県徳島市 安宅二丁目2 番57号						
							岡田泰幸 (持分1/5004)	徳島県徳島市 渋野町岩鼻82 番地の52						
							芳川滋樹 (持分1/5004)	徳島県徳島市 住吉一丁目9 番13号						
							曲智 (持分1/5004)	中華人民共和 国黒龍江省哈 爾濱市平房区 东宁街东升家 园616楼27号 (1单元1502 号) ただし、土地 登記簿上の住 所 中華人民共和 国ハルビン市 平房区建安二 道街4号2单元 4階3門						
							王晓亮 (持分1/5004)	中華人民共和 国黒龍江省哈 爾濱市平房区 615楼4单元70 2室(95号) ただし、土地 登記簿上の住 所 中華人民共和 国ハルビン市 平房区衛健一 道街6号1单元 1階2門						
							許蓬 (持分1/5004)	中華人民共和 国北京市西城 区西单北大街 甲131号大悦 城16层卓望控						

								号				
								中小路邦夫 (持分1/24)	住所不明 ただし、住 民票上の住 所 和歌山県和 歌山市西庄 1056番地の 263			
								梅原清 (持分1/4)	和歌山県海 草郡紀美野 町 動木121 番地	—	—	—
								今出典孝 (持分1/4)	和歌山県海 草郡紀美野 町 動木196 番地2 ただし、不 動産登記記 録上の住所 和歌山県海 草郡紀美野 町 動木120 番地の1	—	—	—
								曲出謙治 (持分1/4)	和歌山県海 草郡紀美野 町 動木142 番地1 ただし、不 動産登記記 録上の住所 和歌山県海 草郡紀美野 町 動木122 番地の1	—	—	—

監 査 公 表

和歌山県監査公表第3号

平成24年3月30日付で公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成25年2月8日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 山 本 茂 博
 和歌山県監査委員 平 木 哲 朗

- 1 包括外部監査の特定事件
試験研究機関の財務事務について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監 査 結 果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
第3 監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の 総括	

【3】収入事務について

2. 領収証書の管理について【農林水産センター、工業技術センター】（P39指摘①）

収入の対価として現金を受領した際には、利用者により領収証書を発行するが、書き損じ等で未使用となったものについても、使用した領収証書の控えと同様に、保存することが規定されている。

書き損じ等で未使用となった領収証書について、暖地園芸センターでは廃棄されており、また養鶏研究所、工業技術センターでは廃棄せずに別途保管しているが連番での保管ではないため網羅性の判断が容易でない状況にある。

現金収受に伴う事故を未然に防止するために、書き損じ等により未使用となった領収証書についても保存し、また、未使用となったものを含めた全ての領収証書（控え）が保存されていることを確認できるよう、発行済み領収書の控えとともにファイリングを行い、連番管理を行う必要がある。

3. 受託研究契約の精算における過少請求について【農林水産センター】（P39指摘②）

水産試験場において、平成22年度における受託研究の中で、委託者に対する受託研究費の過少請求となっているものがあつた。これは、費目間の流用が認められるにもかかわらず、費目間の流用を行わずに、受託研究費の請求を行った結果、本来受け取ることができる金額に比べて過小請求となっている。

水産試験場の説明によると、金額が僅少であること、及び事務処理が煩雑になることから費目間の流用は行わずに、受託研究費の請求を行ったとのことであつた。影響額は16千円と確かに僅少ではあるが、契約書に基づいた正確な請求を実施すべきであつたと考える。

【5】資産管理について

5. 家畜頭数管理について【農林水産センター】（P44指摘③）

畜産試験場では家畜頭数について、手書きの物品出納簿及び物品管理システムによって管理しているが、平成22年度末時点における手書きの物品出納簿と物品管理システム上の台帳の数値に3頭の乖離が生じていた。

両者の不整合については、畜産試験場の説明によると、手書きの物品出納簿の数値が正しく、物品管理システムへの入力漏れがあつたことが原因であるとのことであつたが、これにより、年度末における県への報告にあたっては、物品管理システム上の数値が報告されるため、県に対して誤った報告が行われていたことになる。

今後の再発防止のため、物品管理システムへの入力にあたっての上席者によるチェックの実施、定期的な手書きの物品出納簿との照合の実施が必要である。

昭和63年4月1日付け出第1号和歌山県財務規則の運用について（依命通達）第28条第5項の規定に従い、書き損じ等で未使用となった領収証書についても、発行済み領収証書の控えとともに全て保管し、連番管理を行うように改善した。

受託研究契約においては、契約書内容を周知させるとともに、研究推進室においても受託研究予算の執行管理を行うなどチェック機能を強化し、必要な場合は、委託者と変更協議を行うなど受託研究費の適正な執行が行えるよう改善した。

物品管理システムへの入力、その都度、入力者以外に各部長が内容確認することとした。

また、月末ごとに副場長が手書きの物品出納簿と物品管理システムの数値の照合を実施することとした。

諸 報

公 告

和歌山県立体育館設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第20号）第8条及び和歌山県立武道館設置及び管理条例（昭和44年和歌山県条例第11号）第8条の規定により、和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年2月8日

和歌山県教育委員会委員長 山 下 郁 夫

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県スポーツ振興財団
和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号
- 2 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで